



マスコミによる 差別の煽動に糾弾

インパクトのある記事を『週刊朝日』糾弾会

「週刊朝日」差別記事事件第1回糾弾会を9月25日、東京・ベルサー
ル汐留でひらいた。

差別記事には、橋下徹・大阪市長や家族の身元を調査して、市長の出身とされる大阪府内の被差別部落を掲載し、市長の強行な政治にたいする姿勢の根底にあるのは、その出自やDNAが作用していると記されていた。



全社会的な責任を問う松岡徹・中執

今回の糾弾会では、差別記事が発行となった経緯や朝日新聞社における人権意識、身元調査の問題などが糾弾された。差別記事が掲載された経緯は、ライバル社内からは「人権問題にかかわる」として指摘があったものの、筆者が過去に同じような記事を執筆していたこともあり強行に発行された。さらに、身元調査については、2人の調査員が地域への「ジドリ」といわれる聞き取り調査と募りを頼りに祖先の出身を調査したことが明らかになった。糾弾会で、市長の出身といわれる地域の代表者から、具体的な地域名や「ハシモト」、「ハシシタ」という姓によって差別意識が煽動されたと指摘された。

今回の差別記事では、憲法で保障された「表現の自由」を誤認し、差別や人権侵害しても報道する「自由」となったこと、報道関係者が身元を調査することなど、多くの問題が提起された事件であることから、今後のとりくみを強化していく。



会社の差別性を追究する片岡明幸・中執

人権意識の低さが露呈

◆Y社住宅販売会社差別記事

中古住宅販売会社のY社和歌山店社員が、自社資料内に差別記載をした差別記事をうけて、8月に第1回確認会をひらき、差別記載にいたった経過や明らかになつていない差別記載文書の所在をはじめ、Y社としての人権意識やとりくみ姿勢を確認してきた。

今回の第2回確認会では、Y社としての組織的な差別調査の問題、差別記載が放置された環境、Y社全支店における差別記載調査の結果などが確認会の焦点となった。Y社の組織的な差別調査においては、Y社は差別調査の指示は行われていないものの、各支店における自社資料内の差別記載にたいしてのチェック機能の問題やY本社としての差別意識が低かったことが明らかとなった。

また、差別的な意図や人権意識の低いY本社にたいし、購入から販売までの責任を負う各支店において「販売に苦慮する同和地区の物件を排除」しようとする差別意識が働いていたことが、本年4月から10月にかけて実施されたY社全支店での差別記載における点検によって明らかとなった。内容は、全国で13府県26件の差別記載が発見され「同和地区」「特殊地域」「D地区」など、以前の「土地差別調査事件」における差別記載に類似した記載があり、今後、中央糾弾闘争本部としての糾弾闘争を基本に、全国的なとりくみによって、差別記載に至った経緯や差別調査の実態を明らかにしていく。

連載 (1) 「憲法」を考えよう!

以前から「憲法を暮らしに」という言葉があった。もちろん、大事なことはわかるが、自分たちの日常生活との関係が、今ひとつピンとこなかったのが実感だ。しかし「安倍」政権が再登場して以降、憲法の「改正」をめぐる動きが活発化してきている。そして「国民的議論」といながらも、先の麻生副総理の「ナチスの手口」発言もあつたように「気がついたら変わつていた」ということになりかねないのである。

そこで、私たちにとつての「憲法」とはなにか「憲法改正」の意味について「差別を撤廃し、人権を確立する」という立場で学習し、考えるためにシリーズで「憲法」について記事を掲載していく。

○「憲法」って何?
「憲法」の直接の意味は「みんなで決めた(決めごと)」ということだ。ただそうはいつても実際に国民の意見をまとめて決めたということではない。これは「国」や政府が作られる以前から、人間に自然に備わっている「みんなを代表する」ということ。これを「みんなが決めた」として「みんなが決めた」として「人間には当然、一人ひとり生きていく固有の権利がある」とし、国民の「生きていく固有の権利(基本的

人権)を「みんなで決めたこと(人類普遍の原理)」として、国民の基本的人権を保障するということが「国」の役割というのが「憲法」の基本である。

また「憲法は、国家権力を縛るもの」という意見は、簡単に言えば、そういうことでもある。つまり「立憲主義」という国際標準。

私たち(国民)は、日々の生活のなかで「法」によって国家権力の支配を受けているが、私たち(国民)は、「憲法」によって、その国家権力を縛っているという関係である。そして国の最高法規である「憲法」を守ることが「国家権力の正当性」の根拠であり、「みんなが決めた」ことだから私たち(国民)も守るのである。

私たちは、憲法の基本である「基本的人権」のもとで日常生活をおくっている。国(行政・議会・裁判所)など、あらゆる機関、法律もその範囲内に存在しているのだから、「人間の尊厳」「人権の普遍性」が絶対の価値であるということは言うまでもないことである。

次回、「憲法の改正」の意味について、「自民党・憲法改正案」を参考に考えてみる。
(次号につづく)